

各県立学校長 様

高等学校課長
特別支援教育課長
保健体育課長

県立学校における新型コロナウイルス感染症にかかる部活動等の再開について

新型コロナウイルス感染症による春季休業期間中の対応については、各県立学校において適切にご対応いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、3月19日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、「感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域」では、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策を行ったうえで、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することになるとの方向性が示されました。

本県におきましては、今後新たな感染者が確認されることは否定できませんが、3月22日時点では「感染状況が拡大傾向にある地域」「感染状況が確認されていない地域」には当てはまらず、専門家会議が示すうえの地域に該当すると考えられます。

つきましては、生徒の心身への影響なども考慮し、様々な感染防止対策を行ったうえで3月28日（土）以降、部活動及び補習について、各学校の状況を踏まえ再開できることとします（28日（土）以前であっても、感染防止対策等の準備が整った場合は、部活動等の実施を可能とします）。

なお、感染防止対策等については、令和2年3月24日付け元文科初第1780号「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」を参照し対応するとともに部活動等の再開にあたっては、下記により対応することとします。

記

- 1 3つの条件が同時に重なる場を回避すること
 - ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
 - ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
 - ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える など
- 2 部活動等への参加については、生徒・保護者の意思を尊重すること
- 3 部活動については、次のことを遵守すること（別紙「県立学校の春季休業中の部活動について」を確認）
 - ・ 体調管理（体温チェックを行い、記録を取る）の実施
 - ・ 県外への遠征は禁止
 - ・ 生徒同士が接触して行う格闘技については禁止（柔道、剣道、レスリング、相撲など）
ただし、生徒同士の接触を伴わない範囲において工夫した練習については、校長がその内容を確認して部活動を行うことができる
 - ・ 吹奏楽等、文化部については、パートごとに教室を構えるなど、工夫すること
- 4 各学校の教職員、生徒等に感染が確認されたときは、直ちに部活動等を中止すること
- 5 今後、県内において新たな感染者が発生するなど、状況が変化した場合は、再度活動を中止する可能性があること

【担当】	高知県教育委員会事務局
高等学校課	山中、岩河（088-821-4907）
特別支援教育課	原、吉井（088-821-4741）
保健体育課	小谷、大塚（088-821-4900）

県立学校の春季休業中の部活動について

※以下の内容が遵守できる部活動は、学校長の判断により、活動できることとする。

- ①体調管理 体温チェック（自宅・部活動開始前）を必ず実施する。顧問・外部指導者も同様とする。
- ②記録を残す（部活動でいつ、だれが参加し、体温はどうか等の記録を残す。生徒・教員が感染者となった場合、速やかに濃厚接触者を特定するため）。
- ③屋外の部活動については、密閉空間にならないことから、感染防止対策（手洗い、タオルや飲料水のコップを共用しないなど）を行いながら実施する。
- ④屋内の部活動では、体育館や教室の換気をしっかり行うとともに、上記の感染防止対策を徹底する。
- ⑤相手と直接接する活動は、感染リスクが高いため禁止する。
※競技としては、相撲、剣道、柔道、空手道、なぎなた、フェンシング、レスリング、ボクシング、少林寺拳法などが考えられる。直接接触する活動は禁止するが、筋トレ、ランニングなどの練習内容を工夫し、学校長が許可する場合は実施しても構わない。

【実施する場合の注意事項】

○部活動の制限について

- ・活動時間等については、短時間で効率的な内容として2時間程度とする。
- ・県外への遠征は禁止する。
- ・他校との練習試合や交流試合については、人が多く集まることや地域を越えての人の交流を努めて避けるため、当面の間は自粛する（臨時休校・春季休業中はほとんど活動していないことから、生徒の体力や技術面にも不安があるため、段階を踏んで計画的に活動すること）。

○活動場所について

- ・一度に多くの部活動が集中しないように、時間をずらすなどの工夫（午前・午後制、三部制等）を行う。
※例えば、体育館の同じフロアでバレー部、バスケット部、バドミントン部などが同時に練習をしないなど（感染リスクを下げるため、時間をずらす）
- ・連合チームとして活動する場合においても、合同での練習は行わず、自校において学校単位での活動のみとする。
- ・文化部における教室等の利用の際は、複数の教室を使用するなど、可能な範囲で分散した活動に努める。

○体調管理、危機管理対応について

- ・自宅での検温で 37.5℃以上や体調不良等の不安がある場合は、学校又は顧問教員に電話連絡をしたうえで自宅療養とする（LINE等のSNSではなく、電話により聴き取ることが重要）。
- ・練習前後の体調確認を行う（特に部活動実施前に必ず検温を行い、体温チェック表に記録を残すこと）。
※生徒によっては、練習を休みたくないという心理が働き、少しくらい熱があっても参加し、感染拡大につながる恐れがある。部活の前に検温を行い、記録を残すことで、安心して活動に取り組むことが可能となる。
- ・練習前及び練習中に体調不良が確認された場合は、保護者に連絡したうえで帰宅措置とする。
- ・更衣は速やかに行い退室することとし、長時間及び密室にて近接した距離で接触することを避ける（更衣室・部室・教室等）。一度に大人数が入らないような工夫も行う。
- ・練習する環境の換気を定期的（1時間に5分程度、可能であれば2方向の窓を開放）に行い、空気の入れ換えを行う。

○活動再開後の再度の活動禁止について

- ・一度、部活動を再開した後に、県内の感染者発生状況によっては、再度、活動の禁止を決定する場合がある。なお、自校の教職員・生徒が感染者として確認された場合は、直ちに活動を禁止する。

○活動への参加について

- ・部活動再開後の参加又は不参加については、強制されることなく本人及び保護者の判断に任せる。
- ・部活動再開時には、顧問教員から新型コロナウイルス感染症防止対策及び今後の活動の制限に関すること等について話をし、顧問教員と生徒がそれらを共有すること。

